

## 船橋市教育委員会職員措置審査会要綱

### (設置)

第1条 教育長は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項各号のいずれかの場合に該当する者であって、同項に規定する懲戒処分に至らないと判断されたものに対し指導措置を行うについて、その公平を期するため船橋市教育委員会職員措置審査会（以下「審査会」という。）を置く。

### (定義)

第2条 次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指導措置 文書による訓告、口頭による訓告、文書による嚴重注意、口頭による嚴重注意、文書による注意、口頭による注意をいう。

(2) 職員 船橋市教育委員会組織規則（平成4年教育委員会規則第1号）第2条第5号に規定する職員をいう。

### (意見の聴取)

第3条 教育長は、職員に指導措置しようとする場合は、指導措置をすることの適否及び程度について審査会の意見を聞かなければならない。

### (組織)

第4条 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育次長
- (2) 管理部長
- (3) 学校教育部長
- (4) 生涯学習部長
- (5) 教育総務課長
- (6) 学務課長

(会長及び副会長)

第5条 会長は教育次長、副会長は管理部長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を掌握し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事等)

第6条 審査会は、必要のつど会長が招集し、議長となり議事を整理する。

- 2 審査会は、第4条各号に掲げる者（以下「委員」という。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己に関係のある事案については、議事に加わることができない。

(関係者の意見聴取等)

第7条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係者等に対して必要な資料を提出させ、又は審査会に出席させて説明を求めることができる。

(審査結果の報告)

第8条 審査会が終了したときは、会長は、速やかに当該審査会の意見を教育長に報告しなければならない。

第9条 審査会の庶務は、管理部教育総務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。